

名古屋市公報	平成30年 8月15日 第1270号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人

目	次	ページ
告	示	
○ 名古屋都市計画事業葵土地地区画整理審議会委員選挙の当選人について	(住都・大曾根北・筒井都市整備事務所) (第480号)	2
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第481号)	3
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(観光・名古屋城総合事務所) (第482号)	4
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第483号)	5
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第484号)	8
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第485号)	10
雑	報	
○ 職員の懲戒処分	(交通・人事課)	11

名古屋市告示第 480号

名古屋都市計画事業葵土地区画整理審議会委員選挙の当選人について

平成30年 8月 5日執行の名古屋都市計画事業葵土地区画整理審議会委員の選挙の当選人を土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第 4項の規定により、次のとおり決めました。

平成30年 8月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人（五十音順）

氏 名	住 所
浅野 定男	名古屋市東区葵三丁目17番26号
加藤 克佳	名古屋市東区葵二丁目 4番16号
川島 悦雄	名古屋市東区葵二丁目 4番12号
櫻井 啓正	名古屋市東区葵三丁目17番 6号
鈴木 利男	名古屋市東区葵三丁目17番36号
高橋 昭夫	名古屋市東区葵二丁目 9番 6号
中野 幸夫	名古屋市東区葵三丁目 1番15号

2 宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の当選人

名 称	主たる事務所の所在地
合資会社宮松	名古屋市東区葵三丁目17番41号

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 481号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例第18条の 4第 2項（昭和34年名古屋市条例第15号）の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

平成30年 8月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

名城公園フラワープラザ

2 変更内容

平成30年 8月19日（日）の供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 482号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

平成30年 8月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

名城公園名古屋城

2 変更内容

平成30年 8月16日から同年 8月31日までの供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 5時30分まで」に変更します。

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

名古屋市告示第 483号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年 8月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中川区長良町 1丁目95番 7の一部、95番 8の一部及び95番 9の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

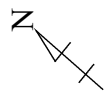
鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

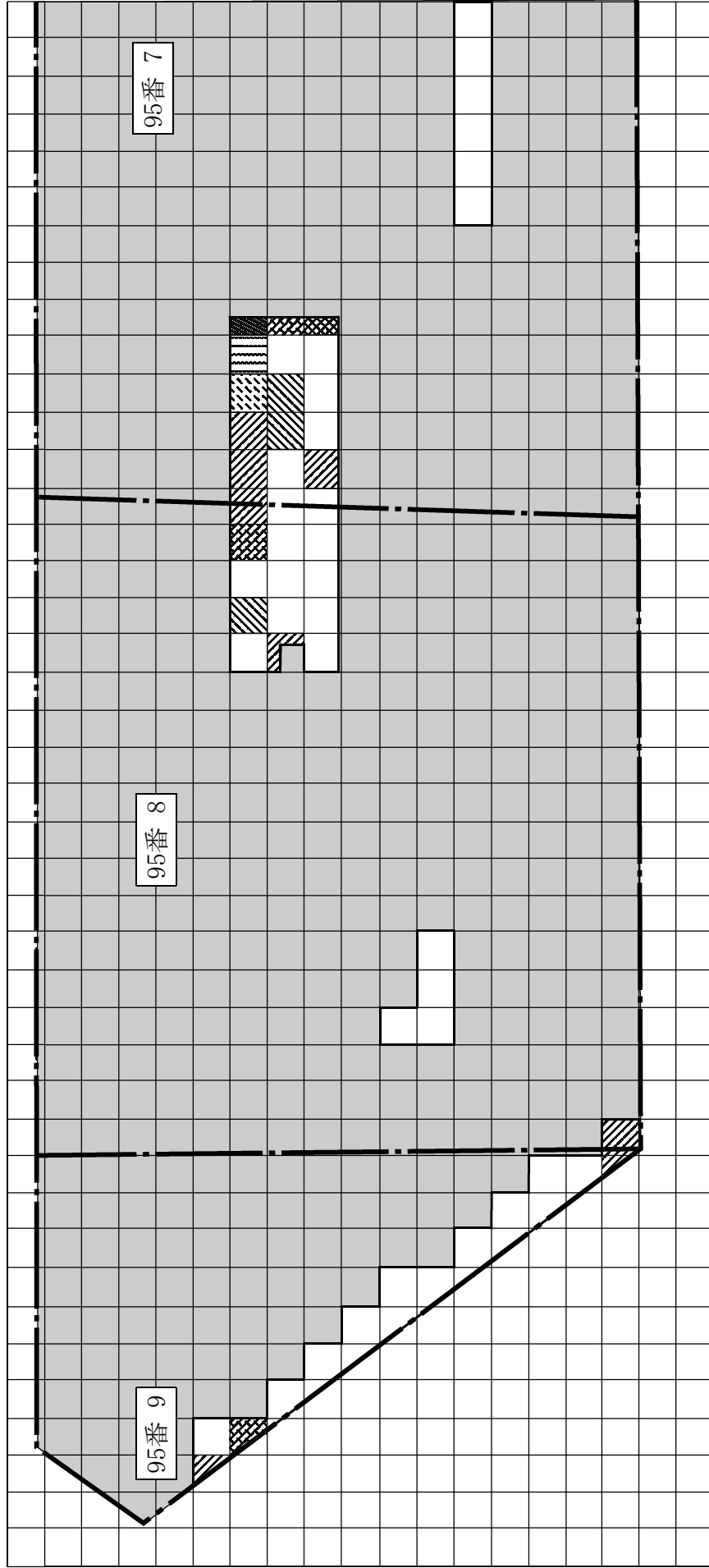
3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



中川区長良町 1丁目



凡例

白抜き：調査対象地（記載筆内のみ） ：筆の境界

：形質変更所要届出区域（六価クロム化合物（土壌溶出量基準不適合）、鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合）並びに鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合））

：形質変更所要届出区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更所要届出区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合）並びに砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更所要届出区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合）、砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合）並びに鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合））

：形質変更所要届出区域（砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更所要届出区域（砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合）並びに鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合））

：形質変更所要届出区域（鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合））

名古屋市告示第 484号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年 8月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市熱田区六野一丁目 307番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

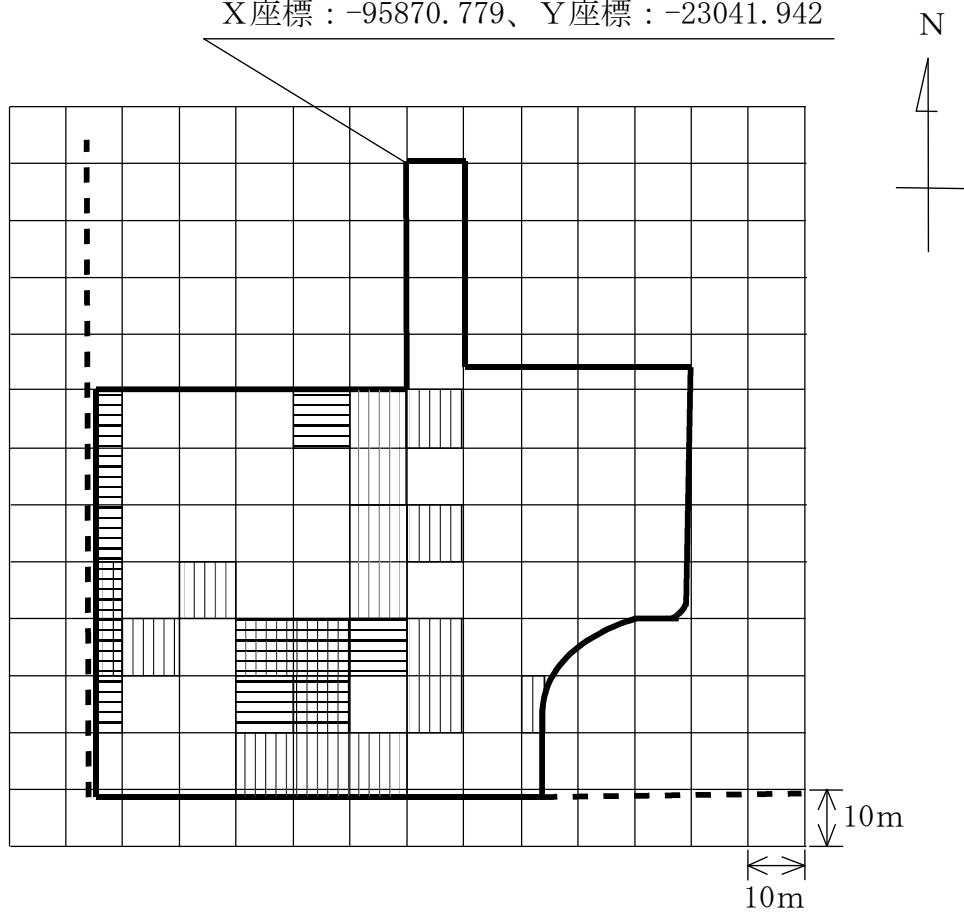
砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

熱田区六野一丁目 307番

X座標：-95870.779、Y座標：-23041.942



凡例



：調査対象地

---：筆の境界



：形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



：形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）並びに
ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



：形質変更時要届出区域（ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 485号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年 8月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

平成28年12月 1日 28指令住開指第 158号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（第 1工区）

名古屋市熱田区大宝二丁目 427番 1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市熱田区熱田西町 1番25号

学校法人名古屋学院大学

理事長 末安堅二

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を平成30年 8 月 8日懲戒処分に付した。

平成30年 8月 8日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
交通局電車運輸主事	停職 3月	地方公務員法第29条第 1項第 1号、 第 2号及び第 3号
交通局業務士	免職	地方公務員法第29条第 1項第 1号及 び第 3号